

第124回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年2月27日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

開催場所

京王プラザホテル八王子5階「翔王」
東京都八王子市旭町14番1号

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

議決権行使期限

2024年2月26日(月曜日) 午後5時15分まで

NIPPON FILCON CO.,LTD.

証券コード 5942

- ・株主様との懇談会は、中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。予めご了承ください。

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の
報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取
締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

株主の皆様へ

証券コード 5942

2024年2月9日

東京都稲城市大丸 220 番地

日本フィルコン株式会社

代表取締役社長 名倉 宏之

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年1月の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.filcon.co.jp/IR/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5942/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本フィルコン」または「コード」に当社証券コード「5942」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3～4頁のご案内に従って2024年2月26日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年2月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	<p>東京都八王子市旭町 14番1号 京王プラザホテル八王子 5階「翔王」</p> <p><small>（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）</small></p>
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第124期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第124期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>

以 上

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 2024年2月27日（火曜日）午前10時
議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付へご提出ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 2024年2月26日（月曜日）午後5時15分入力分まで
4ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 2024年2月26日（月曜日）午後5時15分到着分まで
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

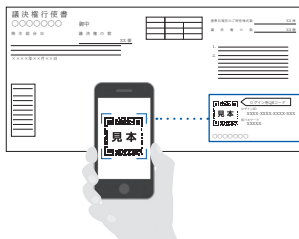
- 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款の規定により、前記各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにて、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

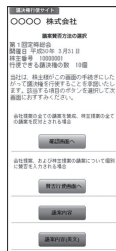
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

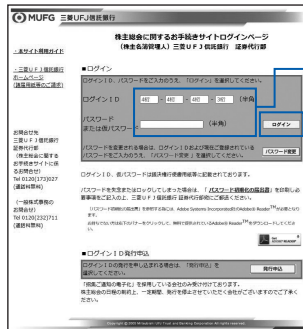


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対し連結配当性向30%以上、かつDOE2.4%以上を目途に配当することを基本方針といたします。

この方針を踏まえて、第124期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等諸般の状況を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 19円 総額 387,882,720円 なお、中間配当金として1株につき金8円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき金27円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、業務執行の適法性および妥当性に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の強化により、透明性の高い経営の実現および中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
<u>2. 監査役</u>	<u>2. 監査等委員会</u>
<u>3. 監査役会</u>	(削 除)
<u>4. 会計監査人</u>	<u>3. 会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>増員および補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>4. (条文省略)</p>	<p>4. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p>第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会 日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、 <u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ることなく監査等委員会を開催することができ る。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監 査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほ か、監査等委員会において定める監査等委員会規則に よる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意 を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の 同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当社は株主総会の決議によって毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第39条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第40条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、第124回定時株主総会の終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の会社法第427条第1項の規定による任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	性別	当社における地位	候補者属性
1	なぐら ひろゆき 名倉 宏之	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	さいとう よしはる 齋藤 芳治	男性	専務取締役 専務執行役員	再任
3	さの あきのり 佐野 明宣	男性	取締役 上席執行役員	再任
4	のむら くにお 野村 国大	男性	取締役 上席執行役員	再任
5	くじ たけひと 久慈 健仁	男性	執行役員	新任
6	あべみのる 阿部 稔	男性	—	新任 社外 独立
7	いのう ゆうこ 伊能 優子	女性	—	新任 社外 独立

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なぐら ひろゆき 名倉 宏之 (1958年11月16日生) ◀性別▶ 男性 ◀所有する当社の株式数▶ 105,700株 ◀取締役会への出席状況▶ 15回/16回中</p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>2006年 2月 当社製紙製品事業部技術開発部長</p> <p>2009年12月 当社製紙・機能ファブリック事業部技術開発部長兼製紙・機能ファブリック事業部静岡工場長</p> <p>2010年12月 当社総合研究開発部長</p> <p>2011年 9月 当社総合研究開発部長兼エレクトロニクスソリューション事業部長</p> <p>2012年 2月 当社取締役総合研究開発部長兼エレクトロニクスソリューション事業部長</p> <p>2012年12月 当社取締役総合研究開発部長</p> <p>2014年 2月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年 2月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 関西金網株式会社 取締役会長</p>
	取締役候補者とした理由	同氏は入社以来、産業用機能フィルター・コンベア事業、電子部材・フォトマスク事業ならびに研究開発業務に携わってまいりました。また、2014年から当社代表取締役社長を務めており、同氏の豊富な経営経験および識見を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さいとう よしはる 齋藤 芳治 (1962年 2月24日生) ◀性別▶ 男性 ◀所有する当社の株式数▶ 83,000株 ◀取締役会への出席状況▶ 16回/16回中</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2010年12月 当社企画財務部長</p> <p>2012年 2月 当社取締役企画財務部長</p> <p>2014年 2月 当社取締役管理・経営企画管掌兼管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2015年 2月 当社取締役 上席執行役員管理・経営企画管掌兼管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2016年 2月 当社常務取締役 常務執行役員管理・経営企画管掌兼管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2020年 2月 当社専務取締役 専務執行役員管理・経営企画管掌兼管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2021年 2月 当社専務取締役 専務執行役員管理・経営企画管掌兼経営企画室長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 関西金網株式会社 取締役 株式会社アクアプロダクト 取締役会長</p>
	取締役候補者とした理由	同氏は入社以来、経理・財務関連業務や経営企画業務に携わり、管理・経営企画部門における豊富な業務実績を有しております。また、2012年から当社取締役を務めており、同氏の豊富な経営経験および識見を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さの あきのり 佐野 明宣 (1966年4月29日生) 《性別》 男性 《所有する当社の株式数》 38,600株 《取締役会への出席状況》 16回/16回中</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2014年 3月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー技術開発部長 2016年 2月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー技術部長 2017年 2月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー副カンパニー長兼製紙・機能ファブリックカンパニーEF市場開発部長兼製紙・機能ファブリックカンパニー技術部長 2018年 2月 当社執行役員 製紙・機能ファブリックカンパニー副カンパニー長兼製紙・機能ファブリックカンパニーEF市場開発部長兼製紙・機能ファブリックカンパニー技術部長 2019年 2月 当社執行役員 製紙・機能ファブリックカンパニー長 2022年 2月 当社取締役 上席執行役員製紙・機能ファブリック事業担当兼製紙・機能ファブリックカンパニー長 2023年 2月 当社取締役 上席執行役員製紙・機能ファブリック事業管掌 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Filcon America,Inc. 代表取締役社長 FILCON FABRICS & TECHNOLOGY CO.,LTD. 取締役 FILCON EUROPE SARL 代表 齊藤特殊金網株式会社 取締役会長 関西金網株式会社 取締役</p>
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>同氏は入社以来、産業用機能フィルター・コンベア事業に携わり、特に製紙製品分野における技術・研究開発に関する高い識見と豊富な経験を有しております。また、2022年から取締役を務めており、同氏の豊富な経営経験および識見を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">のむら くに お 野村 国大 (1965年12月30日生) 《性別》 男性 《所有する当社の株式数》 34,900株 《取締役会への出席状況》 16回/16回中</p>	<p>1988年 4月 当社入社</p> <p>2016年 2月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長</p> <p>2017年 2月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長兼総合研究開発室副室長</p> <p>2017年 4月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長兼総合研究開発室長</p> <p>2019年 2月 当社製紙・機能ファブリックカンパニー副カンパニー長兼製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長兼総合研究開発室長</p> <p>2020年 2月 当社執行役員 総合研究開発室長兼製紙・機能ファブリックカンパニー副カンパニー長兼製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長兼アドセツプ事業推進部長</p> <p>2021年 4月 当社執行役員 総合研究開発室長兼製紙・機能ファブリックカンパニー副カンパニー長兼製紙・機能ファブリックカンパニー開発部長</p> <p>2022年 2月 当社取締役 上席執行役員総合研究開発室・ファインエレクトロニクス事業担当兼ファインエレクトロニクスカンパニー長 (現任)</p>
	<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p>	<p>同氏は入社以来、産業用機能フィルター・コンベア事業および研究開発業務に携わり、製紙製品分野を始めとする技術・研究開発に関する高い識見と豊富な経験を有しております。また、2022年から取締役を務めており、同氏の豊富な経営経験および識見を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">くじ たけひと 久慈 健仁 (1964年9月26日生) 《性別》 男性 《所有する当社の株式数》 19,800株</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2017年 2月 当社ファインエレクトロニクスカンパニー企画部長 2020年 2月 当社ファインエレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼ファインエレクトロニクスカンパニー企画部長 2021年 2月 当社執行役員 ファインエレクトロニクスカンパニー副カンパニー長兼ファインエレクトロニクスカンパニー営業部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) エスデイアイ・エレクトロニクス・ジャパン株式会社 代表取締役社長</p>
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>同氏は入社以来、産業用機能フィルター・コンベア事業に携わり、研究開発業務、知的財産管理業務および営業業務における豊富な経験と実績を有しております。また、電子部材・フォトマスク事業の営業業務においても豊富な経験と実績を有しております。2021年からは執行役員を務めており、同氏の豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、新たに取締役候補者となりました。</p>
6	<p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">あべ みのる 阿部 稔 (1959年3月1日生) 《性別》 男性 《所有する当社の株式数》 0株</p>	<p>1981年 4月 三井物産株式会社 入社 2000年10月 同社プラント・プロジェクト本部プロジェクト第三部第一グループ主席 2005年 8月 同社金属・エネルギー総括部内部統制室長 2010年 3月 同社金属資源本部非鉄原料第二部長 2013年 4月 同社内部監査部検査役 2015年 3月 同社内部監査部監査業務管理室長検査役 2016年12月 同社内部監査部企画業務室長検査役 2021年 4月 同社食料本部人事総務室シニアアドバイザー 2024年 1月 同社退職</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p>	<p>同氏は、三井物産株式会社における豊富な国際経験に加え、同社内部監査部門および検査役としての経験を通して内部監査およびコーポレートガバナンスに関する幅広い知識を有しております。その豊富な経験と知識を当社グループのコンプライアンス経営に活かすことが期待できるため、新たに社外取締役候補者となりました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>いのう ゆうこ</small> 伊能 優子 <small>(1968年9月3日生)</small> <small><性別></small> 女性 <small><所有する当社の株式数></small> 0株 </p>	<p>1999年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 柳田野村法律事務所 (現柳田国際法律事務所) 入所</p> <p>2006年 9月 伊藤見富法律事務所 (現モリソン・フォスター法律事務所) 入所</p> <p>2006年10月 弁護士登録 (ニューヨーク州)</p> <p>2011年 1月 オリック東京法律事務所・外国法共同事業 入所</p> <p>2015年 1月 同事務所パートナー</p> <p>2023年 6月 グリーンバーグ・トラウリグ/GT東京法律事務所 シェアホルダー (パートナー) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) グリーンバーグ・トラウリグ/GT東京法律事務所 シェアホルダー (パートナー)</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由 および期待される役割の概要</p>	<p>同氏は、弁護士としての専門的知識とアメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士として培った豊富な国際経験を有しており、その豊富な経験と知識を当社グループのコンプライアンス経営に活かすことが期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 阿部稔氏および伊能優子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 阿部稔氏および伊能優子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者の選任をご承認いただいた場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 阿部稔氏および伊能優子氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏を独立役員として指定し届け出る予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生ずるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	性別	当社における地位	候補者属性
1	あおき ゆたか 青木 豊	男性	常勤監査役	新任
2	ささき としひろ 佐々木 章浩	男性	社外監査役	新任 社外 独立
3	きむら なおこ 木村 尚子	女性	社外監査役	新任 社外 独立

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">あおき ゆたか 青木 豊 (1962年12月21日生) 《性別》 男性 《所有する当社の株式数》 24,400株 《取締役会への出席状況》 13回/13回中 《監査役会への出席状況》 10回/10回中</p>	<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2010年12月 当社製紙・機能ファブリック事業部生産管理部長</p> <p>2014年 9月 当社管理本部人事総務部長兼管理本部環境・施設管理部長</p> <p>2016年 2月 当社管理本部人事総務部長</p> <p>2018年 2月 当社管理本部副本部長兼管理本部人事総務部長</p> <p>2018年10月 当社管理本部副本部長兼管理本部人事総務部長兼管理本部環境・施設管理部長</p> <p>2020年 2月 当社執行役員 管理本部副本部長兼管理本部人事総務部長兼管理本部環境・施設管理部長</p> <p>2021年 2月 当社執行役員 管理本部長兼管理本部人事総務部長</p> <p>2022年 2月 当社執行役員 管理本部長</p> <p>2023年 2月 当社常勤監査役 (現任)</p>
	<p>取締役候補者とした理由</p>	<p>同氏は、入社以来、産業用機能フィルター・コンベア事業において収益および販売等の管理業務・生産管理業務に携わり、その後は人事総務部長、管理本部長を務める等、生産管理および人事・総務における豊富な経験と知識を有しております。2023年からは常勤監査役を務めており、これらの経験および実績を経営全般の監査・監督機能の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
2	<p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> さ さ き としひろ 佐々木 章浩 (1964年6月21日生) ≪性別≫ 男性 </p> <p> ≪所有する当社の株式数≫ 0株 ≪社外監査役に在任年数≫ 2年 ≪取締役会への出席状況≫ 16回/16回中 ≪監査役会への出席状況≫ 13回/13回中 </p>	<p> 1987年 4月 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 2011年 5月 三菱UFJ信託銀行株式会社経営企画部副部长 2014年 6月 同社執行役員経営企画部役員付部長 2014年 8月 同社執行役員ニューヨーク支店副支店長 2015年 6月 同社執行役員ニューヨーク支店長兼ケイマン支店長 2018年 4月 同社執行役員兼日本シェアホルダーサービス株式会社代表取締役社長 2019年 4月 同社執行役員退任 日本シェアホルダーサービス株式会社代表取締役社長 2021年 4月 菱進都市開発株式会社代表取締役社長 2022年 2月 当社社外監査役 (現任) 2023年 4月 菱進ホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) 菱進都市開発株式会社 取締役 (現任) アールワイ保険サービス株式会社 取締役 (現任) 菱永鑑定調査株式会社 取締役 (現任) </p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p> 菱進ホールディングス株式会社 代表取締役社長 菱進都市開発株式会社 取締役 アールワイ保険サービス株式会社 取締役 菱永鑑定調査株式会社 取締役 </p>
	<p>社外取締役候補者とした理由 および期待される役割の概要</p>	<p> 同氏は、金融機関での財務・主計業務の経験に加え、企業経営者として豊富な経験と知識を有しております。2022年からは社外監査役として、客観的立場から経営全般の監督と有益な提言等をいただいております。これらの経験および実績を経営全般の監査・監督機能の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 </p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">きむら なおこ 木村 尚子 (1960年10月31日生) ≪性別≫ 女性</p> <p>≪所有する当社の株式数≫ 0株</p> <p>≪社外監査役在任年数≫ 1年</p> <p>≪取締役会への出席状況≫ 13回/13回中</p> <p>≪監査役会への出席状況≫ 10回/10回中</p>	<p>1983年 4月 東京都庁入庁</p> <p>1989年12月 青山監査法人 (現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所</p> <p>1993年 8月 公認会計士登録</p> <p>1997年 1月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2007年 7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー</p> <p>2022年 9月 有限責任監査法人トーマツ 退職</p> <p>2022年10月 木村公認会計士事務所 所長 (現任)</p> <p>2023年 2月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2023年 6月 コムチュア株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2023年 8月 監査法人Growth パートナー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>木村公認会計士事務所 所長</p> <p>コムチュア株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>監査法人Growth パートナー</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由 および期待される役割の概要</p>	<p>同氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有しております。2023年からは社外監査役として、客観的立場から経営全般の監督と有益な提言等をいただいております。これらの経験および実績を経営全般の監査・監督機能の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 佐々木章浩氏および木村尚子氏は社外取締役候補者であります。
3. 青木豊氏および木村尚子氏の取締役会および監査役会の出席状況については、2023年2月24日の就任後に開催された取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。
4. 当社は、佐々木章浩氏および木村尚子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者の選任をご承認いただいた場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 佐々木章浩氏および木村尚子氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本株主総会における第3号議案および第4号議案が承認可決された場合の当社取締役が特に専門性を発揮できる分野は以下のとおりです。

	氏名	地位	独立性	特に専門性を発揮できる分野					
				企業経営	法務・コンプライアンス	営業・販売	財務会計・M&A	生産・技術・開発	海外事業
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	名倉 宏之	代表取締役社長 社長執行役員		●		●		●	●
	齋藤 芳治	専務取締役 専務執行役員		●	●		●		●
	佐野 明宣	常務取締役 常務執行役員		●		●		●	●
	野村 国大	常務取締役 常務執行役員		●				●	●
	久慈 健仁	取締役 上席執行役員		●		●		●	●
	阿部 稔	社外取締役	●	●	●	●			●
監査等委員である取締役	伊能 優子	社外取締役	●		●				●
	青木 豊	取締役 (常勤監査等委員)		●	●				●
	佐々木 章浩	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●		●
	木村 尚子	社外取締役 (監査等委員)	●				●		

第3号議案および第4号議案で選任をお願いしております各社外取締役候補者については、以下基準において、「社外取締役」は「監査等委員ではない社外取締役」、「社外監査役」は「監査等委員である社外取締役」に読み替えるうえ準用し、選定しております。

【ご参考】 社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社は、法令が定める社外役員としての要件を満たし、かつ次のいずれかにも該当しない者を全て独立役員に指定する。

1. 当社またはその子会社を主要な（※1）取引先とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な（※1）取引先である者またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 最近において（※3）、上記1. から3. までのいずれかに該当していた者
5. 次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - ①上記1. から4. までに掲げる者
 - ②当社の子会社の業務執行者
 - ③当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ④最近において（※3）上記②、③または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、非業務執行取締役を含む。）に該当していた者
6. 上記1. から5. のほか、当社の一般株主と実質的に利益相反が生じるおそれがある者

※1 「主要な」

直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を基準に判定する。

※2 「多額」

個人については年間1,000万円以上、団体については当該団体の年間収入の2%以上を基準に判断する。

※3 「最近において」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役を選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において上記1. から3. までのいずれかに該当していた者をいう。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2015年2月24日開催の第115回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額285百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、この報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する金銭報酬の額を年額285百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定めることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、会社の業績、社会水準および従業員給与等のバランスを考慮して決定されており、事業報告「3.(4)取締役および監査役の報酬等」に記載の当社取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額48百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。）と定めることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、役位・地位・職責等に応じて決定され、会社の業績、社会水準および従業員給与とのバランス等も考慮しており、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生ずるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年2月26日開催の第119回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額50百万円以内かつ年100千株以内で譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますが、上記と同様の目的で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」に基づく報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内とし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。なお、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役に対する具体的な配分については取締役会にて決定いたします。

本議案は、事業報告「3.(4)取締役および監査役の報酬等」に記載の当社取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的な内容となっております。なお、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年11月30日時点・自己株式を除く。）に占める割合は0.49%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生ずるも

のいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、当概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 役務提供期間

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の定め

本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

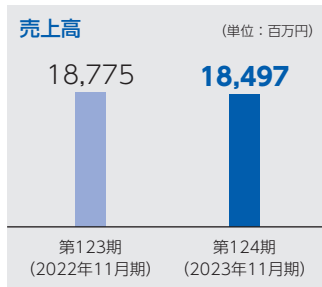
当連結会計年度におけるわが国経済は、エネルギーや物価の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響により厳しい状況が継続しております。海外経済も金融引締めや物価高騰を背景として景気が下振れしており、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループの経済活動にもエネルギーや物価、工事費等の高騰の影響が顕在化しております。当連結会計年度における業績は、売上高は279億86百万円（前期比7.8%増）、営業利益は6億31百万円（前期比40.4%減）、経常利益は10億19百万円（前期比39.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や退職給付信託返還益、固定資産売却益等により12億70百万円（前期比17.9%増）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

産業用機能フィルター・
コンベア事業

売上高
184億97百万円
(前期比1.5%減)



産業用機能フィルター・コンベア事業は、以下の分野で構成されております。

製紙製品分野	紙を抄くために使われる網(ワイヤー)の製造・販売
その他産業用 フィルター・ コンベア分野	「ふるい分け」・「ろ過」・「搬送」用の工業用金網 の製造・販売

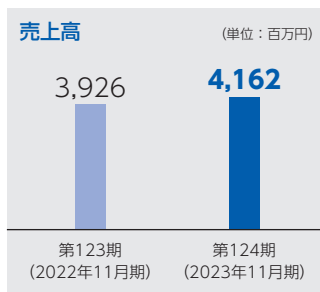
製紙製品分野では、国内の紙の需要の回復が鈍く、海外においても欧米での景気後退等厳しい状況が継続しております。このような状況のもと、国内の売上高は前期と比べ減少いたしました。海外の売上高は円安の影響もあり前期と比べ増加いたしました。

その他産業用フィルター・コンベア分野では、苛性ソーダ生成用金網販売等が増加した一方で、海外向け原材料販売が減少したことにより売上高は前期と比べ減少いたしました。

その結果、当セグメントの外部顧客への売上高は184億97百万円（前期比1.5%減）、営業利益は7億69百万円（前期比26.0%減）となりました。

電子部材・フォトマスク事業

売上高
41億62百万円
 (前期比6.0%増)



電子部材・フォトマスク事業は、以下の分野で構成されております。

エッチング加工 製品分野	金属材料・複合フィルム材料をエッチング加工した製品の製造・販売
フォトマスク 製品分野	半導体・ディスプレイ・プリント基板・MEMS等を製造するときに使用されるツールで、パターニングの原版となるフォトマスクの製造・販売

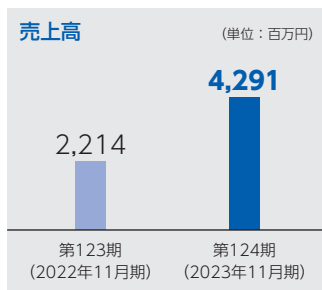
電子部品業界は、世界経済の減速を受けて完成品（携帯電話・PC・タブレット等）の需要が急激に減少している一方で、自動車業界や通信デバイス業界向けの需要は堅調に推移する等、近年著しい成長を続けてきた市場に変化が起きております。

エッチング加工製品分野およびフォトマスク製品分野ともに、自動車業界や通信デバイス業界の需要が堅調であるため、売上高は前期と比べ増加いたしました。

その結果、当セグメントの外部顧客への売上高は41億62百万円（前期比6.0%増）、営業利益は電力料高騰の影響や、フォトマスク製品分野において描画装置を新設して減価償却費負担が発生したこと等、製造経費の増加により3億69百万円（前期比17.7%減）となりました。

環境・水処理関連事業

売上高
42億91百万円
(前期比93.8%増)

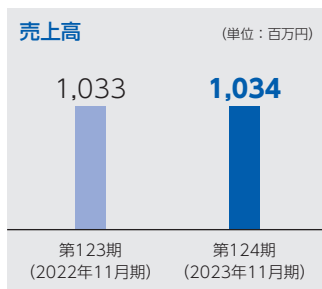


環境・水処理関連事業は、プールおよびろ過装置の設計・販売、天然ガスパイプラインの腐食・ガス漏れを防ぐ絶縁継手の販売等を行っております。なお、2022年12月末をもちまして、高比重コンクリート（Gコン）事業からは撤退しております。

当連結会計年度においては、複数の大型案件の工事が進捗したため、当セグメントの外部顧客への売上高は42億91百万円（前期比93.8%増）となりました。売上が大幅に増加した一方で、プール大型案件の資材や運搬費、工事費等が高騰している影響が大きく、営業利益は26百万円（前期比58.3%減）となりました。

不動産賃貸事業

売上高
10億34百万円
(前期比0.0%増)



不動産賃貸事業は、当社が保有する不動産を店舗・マンション・駐車場等として賃貸しております。

当連結会計年度においては、既存の賃貸物件が順調に稼働した結果、当セグメントの外部顧客への売上高は10億34百万円（前期比0.0%増）、営業利益は7億87百万円（前期比1.0%増）となりました。

(注) 各セグメントの営業利益の合計額と連結業績における営業利益との差異13億21百万円(前期比3.9%増)は、主として各セグメントに配分していない全社費用であります。

(セグメント別の売上高と受注高)

事業区分	売上高	受注高
産業用機能フィルター・コンベア事業	18,497百万円	18,699百万円
電子部材・フォトマスク事業	4,162	4,079
環境・水処理関連事業	4,291	2,748
不動産賃貸事業	1,034	—
合 計	27,986	25,527

なお、当社の個別業績は、売上高112億12百万円（前期比0.2%増）、営業損失32百万円（前期営業利益4億42百万円）、経常利益5億26百万円（前期比54.3%減）、当期純利益9億18百万円（前期比1.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、22億78百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内訳は、以下のとおりであります。

産業用機能フィルター・コンベア事業	静岡事業所における高品質化を目的とした製造設備工事
電子部材・フォトマスク事業	高品質化、効率化を目的とした製造設備工事

③ 資金調達の状況

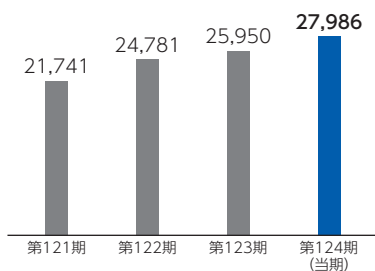
当連結会計年度は、社債および新株の発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

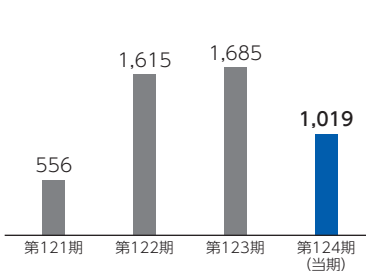
区 分	第121期 (2020年11月期)	第122期 (2021年11月期)	第123期 (2022年11月期)	第124期 (2023年11月期)
売上高 (百万円)	21,741	24,781	25,950	27,986
経常利益 (百万円)	556	1,615	1,685	1,019
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△93	1,084	1,077	1,270
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.35	50.73	51.28	62.56
総資産 (百万円)	36,997	41,120	43,478	42,823
純資産 (百万円)	19,666	21,897	22,723	23,156
1株当たり純資産 (円)	912.35	1,004.28	1,062.35	1,140.26

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数(自己株式数を控除)によって算出しております。なお、控除すべき自己株式については、従業員持株ESOP信託が保有している当社株式を含めております。

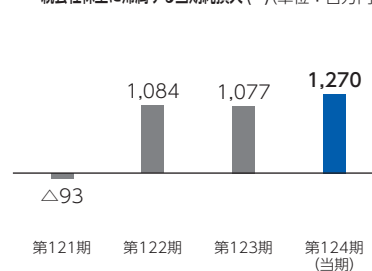
■ 売上高 (単位: 百万円)



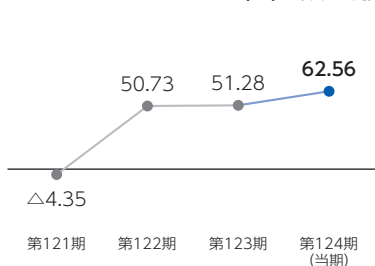
■ 経常利益 (単位: 百万円)



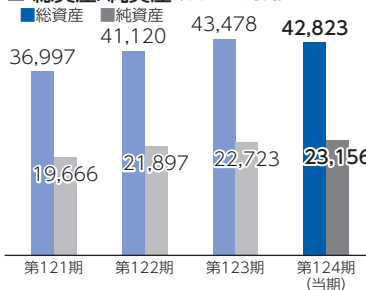
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位: 百万円)



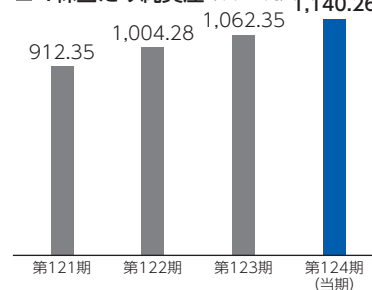
■ 1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失(△) (単位: 円)



■ 総資産/純資産 (単位: 百万円)



■ 1株当たり純資産 (単位: 円)



(3) 重要な子会社の状況

セグメント	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
産業用機能 フィルター・ コンベア事業	Filcon America, Inc.	千米ドル 1,000	100.0%	紙・パルプ抄造用網販売
	FILCON FABRICS & TECHNOLOGY CO., LTD.	千タイバーツ 1,000,000	100.0	紙・パルプ抄造用網製造・販売
	FILCON EUROPE SARL	千ユーロ 25	100.0	紙・パルプ抄造用網販売
	斉藤特殊金網株式会社	千円 10,000	100.0	紙・パルプ抄造用網製造・販売
	関西金網株式会社	千円 80,000	100.0	各種工業用特殊網製造・販売
	Kansai U.S.A. Corporation	千米ドル 100	100.0	各種工業用特殊網販売
	Siam Wire Netting Co., Ltd.	千タイバーツ 138,000	100.0	各種工業用特殊網製造・販売
	TMA CORPORATION PTY LTD	千豪ドル 3,827	100.0	防蟻施工用特殊網販売ほか
	関西金属網科技（昆山）有限公司	千人民元 17,301	60.0	各種工業用特殊網製造・販売
電子部材・ フォトマスク事業	エスデアイ・エレクトロニクス・ジャパン株式会社	千円 10,000	85.0	電子部品輸入販売
環境・水処理 関連事業	株式会社アクアプロダクト	千円 40,000	100.0	プール本体設計・販売ほか
	フジカ濾水機株式会社	千円 10,000	100.0	ろ過機設計・販売ほか

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 株式会社アクアプロダクトは、2023年12月1日にフジカ濾水機株式会社を吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2023年度～2025年度中期経営計画において策定したとおり、以下の長期ビジョンのもと経営重点課題に取り組んでまいります。

【グループ長期ビジョン】

「100年超え企業として、次の100年も社会が必要とする製品・サービスを生み出し続ける企業集団」

【経営重点課題】

グループ長期ビジョンの達成に向け、当中期経営計画の期間で取り組むべき課題は以下のとおりであります。

①収益力の回復

厳しい経営環境下でも事業を成長させるべく、時代のニーズに即した環境配慮型製品の開発やM&A等に積極的に取り組んでまいります。また、AI・RPAツールの活用による業務効率化・自動化を推進してまいります。

②ESG経営への取組と積極的な開示

当社のサステナビリティ方針の策定や、マテリアリティの特定を通じて価値創造ストーリーの構築を目指し、その内容を統合報告書等の媒体で開示することに取り組んでまいります。

③個人の自律意識の向上

組織および個人が自らの使命・役割を認識し、今何をすべきか、将来に向かって何をすべきかを自ら考え、行動することでその責任を果たしてまいります。そのために教育プログラム拡充等人的投資にも注力いたします。

また、東京証券取引所からの「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を受け、当社はPBRが過去5年間0.4～0.6倍の間で推移している現状を認識し、その改善に向けて以下の取り組みに注力してまいります。

(1)収益力の回復

各事業にて以下の取り組みを行うことにより収益力の回復を図ります。

また、社内での業績管理において事業ごとの資本収益性を分析しております。今後、収益性向上のための取り組みを検討し、実践してまいります。

産業用機能フィルター・コンベア事業

製紙製品分野は今後も需要増加が期待できる海外市場の開拓に注力してまいります。とりわけ近年研究開発に取り組んできた不織布用製品の拡販に注力いたします。国内市場につきましては、得意先の電力使用量削減に寄与する駆動負荷低減網等、ニーズに合った製品の開発を加速させ、シェアを伸ばしてまいります。

その他産業用フィルター・コンベア分野は多様な業界向けの製品を揃えており、特定の市場環境の変化による影響を受け難く、安定した収益を獲得できる構造であり、今後もニーズを捉え着実に成長してまいります。

電子部材・フォトマスク事業

エッチング加工製品分野は競合が多く価格競争が激しい状況のなか、収益性に課題がございます。得意先からのニーズである試作認定品の短納期対応とタイムリーな量産化体制の整備のために、数年前から積極的に設備投資を実施しており、従来対応できなかった得意先からの依頼に応えられる体制を構築してまいりました。今後は受注獲得に邁進してまいります。

フォトマスク製品分野は、現在得意先からの需要が旺盛な高周波デバイス、各種センサー、パワー半導体向けフォトマスクの販売活動を強化してまいります。老朽化設備の更新を実施しており、減価償却費負担がこの先数年発生する見込みではありますが、着実に成長してまいります。

環境・水処理関連事業

プール製品につきまして、現在シェアトップの会社が事業撤退を表明しており（2024年3月末をもって営業活動を停止し、2027年までに最終工事完了）、当社グループのシェア・業績を大きく伸ばすことに期待できる状況です。そのためには当社グループにて人員増強と協力会社を含めた生産体制の強化が必要であり、早急に着手してまいります。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、当社の工場や社宅の跡地の有効活用を目的として運営しております。都心部に複数の物件を有し、商業施設やマンション等として賃貸しております。物件の老朽化対策としての大規模修繕を計画的に実施し、賃料維持に努めてまいります。

(2)資本政策の再検討と株主還元強化

当社は、2023年度～2025年度中期経営計画の期間につきまして、連結配当性向30%以上かつ総還元性向3年平均50%以上を目安に株主還元を強化しております。

当社では、資本収益性を高めるという観点から、自己資本比率の水準を中長期的には45～55%とすることが望ましいと考えており、この範囲内で収益力向上に資する設備投資とのバランスを見ながらも積極的に株主還元するために、配当の最低水準をDOE2.4%以上といたします。

この水準は、中長期的に目指すROE 8%と配当性向30%以上という両指標から算出したものであります。

(3)IR活動の充実

今後、統合報告書の作成やホームページのサステナビリティ活動の内容更新等、IR関連情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

産業用機能フィルター・コンベア事業	紙・パルプ抄造用網、各種工業用特殊網等の生産・販売
電子部材・フォトマスク事業	エッチング加工製品、フォトマスク製品等の生産・販売
環境・水処理関連事業	プール本体および水処理装置、その他環境関連製品等の設計・販売
不動産賃貸事業	店舗・駐車場の賃貸等

(6) 主要な事業所等 (2023年11月30日現在)

産業用機能フィルター・コンベア事業		
<当社>	本社・東京事業所	東京都稲城市
	静岡事業所	静岡県富士市
	北海道営業所	北海道千歳市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	上海事務所	中華人民共和国上海市
<子会社>	Filcon America, Inc.	アメリカ合衆国オレゴン州
	FILCON FABRICS & TECHNOLOGY CO., LTD.	タイ王国プラチンブリ県
	FILCON EUROPE SARL	フランス共和国バ・ラン県
	斉藤特殊金網株式会社	本社 東京都江東区
	関西金網株式会社	本社 大阪府大阪市
	Kansai U.S.A. Corporation	アメリカ合衆国テキサス州
	Siam Wire Netting Co., Ltd.	タイ王国ランブーン県
	TMA CORPORATION PTY LTD	オーストラリア連邦西オーストラリア州
関西金属網科技（昆山）有限公司	中華人民共和国江蘇省	

電子部材・フォトマスク事業

<当社>	本社・東京事業所	東京都稲城市
<子会社>	エスデアイ・エレクトロニクス・ジャパン株式会社	本社 東京都稲城市

環境・水処理関連事業

<子会社>	株式会社アクアプロダクト	本社 東京都稲城市
	フジカ濾水機株式会社	本社 東京都豊島区

(注) 株式会社アクアプロダクトは、2023年12月1日にフジカ濾水機株式会社を吸収合併しております。

不動産賃貸事業

<当社>	本社・東京事業所	東京都稲城市
------	----------	--------

(7) 使用人の状況 (2023年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
産業用機能フィルター・コンベア事業	1,017名	17名減
電子部材・フォトマスク事業	142名	2名増
環境・水処理関連事業	62名	増減なし
不動産賃貸事業	2名	増減なし
共通	58名	3名減
合 計	1,281名	18名減

- (注) 1. 使用人数には、取締役を兼務していない執行役員を含めております。
2. 使用人数には、使用人兼務取締役および臨時雇用者を含めておりません。
3. 共通は、特定の事業に区分できない管理・開発部門に所属する使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
459名	2名減	44歳 4月	20年11月

- (注) 1. 使用人数には、取締役を兼務していない執行役員を含めております。
2. 使用人数には、使用人兼務取締役および臨時雇用者を含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,013百万円
株式会社三井住友銀行	1,879百万円

2 会社の株式に関する事項 (2023年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,167,211株 (自己株式 1,752,331株を含む)
 (3) 株主数 26,370名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
王子ホールディングス株式会社	27,001百株	13.23%
大王製紙株式会社	18,165	8.90
日本ファイルコングループ従業員持株会	15,670	7.68
日本製紙株式会社	14,023	6.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,311	3.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,927	3.39
第一生命保険株式会社	3,950	1.93
竹田 昌弘	3,430	1.68
日本フェルト株式会社	3,000	1.47
明治安田生命保険相互会社	2,004	0.98

(注) 1. 当社は、自己株式1,752,331株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式 (1,752,331株) には、従業員持株ESOP信託が保有する株式 (454,700株) は含めておりません。
 2. 持株比率は自己株式 (1,752,331株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	42,800株	4名

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	名倉 宏之	関西金網株式会社取締役会長
専務取締役 (専務執行役員)	齋藤 芳治	管理・経営企画管掌 兼 経営企画室長 関西金網株式会社取締役 株式会社アクアプロダクト取締役会長
取締役 (上席執行役員)	佐野 明宣	製紙・機能ファブリック事業管掌 Filcon America, Inc.代表取締役社長 FILCON FABRICS & TECHNOLOGY CO.,LTD.取締役 FILCON EUROPE SARL代表 斉藤特殊金網株式会社取締役会長 関西金網株式会社取締役
取締役 (上席執行役員)	野村 国大	総合研究開発室・ファインエレクトロニクス事業担当 兼 ファインエレクトロニクスカンパニー長
取締役	片山 洋一	株式会社グリーンパワーインベストメント エグゼクティブアドバイザー インベナジー・ジャパン合同会社 エグゼクティブアドバイザー
取締役	有賀 弘倫	
常勤監査役	青木 豊	
監査役	佐々木 章浩	菱進ホールディングス株式会社代表取締役社長 菱進都市開発株式会社取締役 アールワイ保険サービス株式会社取締役 菱永鑑定調査株式会社取締役
監査役	木村 尚子	木村公認会計士事務所 所長 コムチュア株式会社社外取締役 (監査等委員) 監査法人Growth パートナー

- (注) 1. 取締役片山洋一氏および有賀弘倫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐々木章浩氏および木村尚子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐々木章浩氏は、過去に金融機関の財務・主計業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役木村尚子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役片山洋一氏および有賀弘倫氏、監査役佐々木章浩氏および木村尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 監査役外池敏夫氏および林敬子氏は、2023年2月24日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 監査役青木豊氏および木村尚子氏は、2023年2月24日開催の第123回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
8. 取締役片山洋一氏は、2023年3月31日付でオリック東京法律事務所パートナーを退任し、2023年9月1日付で株式会社グリーンパワーインベストメント エグゼクティブアドバイザーおよびインベナジー・ジャパン合同会社 エグゼクティブアドバイザーに就任いたしました。

9. 監査役佐々木章浩氏は、2023年4月1日付で菱進都市開発株式会社代表取締役社長を退任し、同日付で同社取締役、菱進ホールディングス株式会社代表取締役社長、アールワイ保険サービス株式会社取締役および菱永鑑定調査株式会社取締役に就任いたしました。
10. 監査役木村尚子氏は、2023年6月23日付でコムチュア株式会社社外取締役（監査等委員）に就任し、2023年8月1日付で監査法人Growthパートナーに就任いたしました。
11. 当事業年度における取締役の担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐野 明宣	取締役 上席執行役員 製紙・機能ファブリック事業担当 兼 製紙・機能ファブリックカンパニー長	取締役 上席執行役員 製紙・機能ファブリック事業管掌	2023年2月24日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績、社会水準および従業員給与等とのバランスを考慮し、適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、取締役会において決定した当社役員内規の定めに従い決定しております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬である月額固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

ロ. 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

基本報酬である月額固定報酬は、取締役の役位、役割および責任ならびに在任期間等に応じた基準額を定めております。

この基準額に基づき、代表取締役社長が策定した月額固定報酬額案（総額案および個人別の報酬額案）を社外取締役に報告し同意を得たうえで、毎年2月に開催される当社取締役会において月額固定報酬総額を決定し、月次で支給しております。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与は、業績向上に対する意識を高めるため、中期経営計画の連結営業利益を最重要指標とし、中期経営計画の連結営業利益の計画値に対する達成度に応じ、賞与基準額の0～150%の範囲内で変動します。ただし、毎年策定する事業計画の連結営業利益の計画値が中期経営計画の連結営業利益の計画値より高い場合は、事業計画の計画値を指標とします。

毎年12月に開催される当社取締役会において、賞与支給総額および個人別の賞与支給額を決定し、速やかに支給しております。

ニ. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、個人別の基本報酬の総額に対し15%程度としております。

毎年2月に開催される当社取締役会において個人別の金銭報酬債権額および割り当てる譲渡制限付株式数を決定し、毎年3月に付与しております。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の報酬割合は、上位の役位ほど業績連動のウエイトが高まる構成とし、各報酬の基準額の比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝70%：20%：10%としております。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

基本報酬である個人別の月額固定報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に内容の決定を委任しております。なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、毎年2月に開催される取締役会に先立ち、社外取締役に個人別の月額固定報酬額案を報告し、同意を得ております。

また、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬額は、上記ハ. およびニ. に記載のとおり、取締役会決議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	181,231千円	145,500千円	16,505千円	19,226千円	6名
（うち社外取締役）	(13,200)	(13,200)	(—)	(—)	(2)
監査役	34,440	34,440	(—)	(—)	5
（うち社外監査役）	(13,200)	(13,200)	(—)	(—)	(3)
合計	215,671	179,940	16,505	19,226	11
（うち社外役員）	(26,400)	(26,400)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 上記には2023年2月24日開催の第123回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は、事業計画の連結営業利益（役員賞与計上前）とし、その実績は648百万円であります。
4. 非金銭報酬の内容は当社普通株式であり、割り当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等二.」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2015年2月24日開催の第115回定時株主総会において年額285百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
- また、別枠で、2019年2月26日開催の第119回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額を年額50百万円以内、当社普通株式の総数は年100千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2015年2月24日開催の第115回定時株主総会において年額48百万円以内（うち社外監査役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長名倉宏之氏に対し、取締役の個人別の月額固定報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2015年2月24日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度中に支給した役員退職慰労金はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	片山 洋一	株式会社グリーンパワーインベストメント エグゼクティブアドバイザー インベナジー・ジャパン合同会社 エグゼクティブアドバイザー	特別の関係はありません。
監査役	佐々木 章浩	菱進ホールディングス株式会社代表取締役社長 菱進都市開発株式会社取締役 アールワイ保険サービス株式会社取締役 菱永鑑定調査株式会社取締役	特別の関係はありません。
監査役	木村 尚子	木村公認会計士事務所 所長 コムチュア株式会社社外取締役（監査等委員） 監査法人Growth パートナー	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	片山 洋一	取締役会 15回／16回中	豊富な国際経験および知識を有しており、適宜、決議事項や報告事項について質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べており、期待される役割を適切に果たしていただいております。
取締役	有賀 弘倫	取締役会 16回／16回中	三井物産株式会社における豊富な国際経験に加え、同社内部監査部の検査役およびグループ企業での監査役を歴任する等の経験を有しており、適宜、決議事項や報告事項について質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べており、期待される役割を適切に果たしていただいております。
監査役	佐々木 章浩	取締役会 16回／16回中 監査役会 13回／13回中	金融機関での財務・主計業務の経験に加え、企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、適宜、決議事項や報告事項について質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	木村 尚子	取締役会 13回／13回中 監査役会 10回／10回中	長年にわたる公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、適宜、決議事項や報告事項について質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 監査役木村尚子氏については、2023年2月24日の就任後に開催された取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性および専門性等を勘案し、再任または不再任を決定いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,161,521
現金及び預金	4,447,461
受取手形、売掛金及び契約資産	8,593,519
商品及び製品	4,073,999
仕掛品	1,408,191
原材料及び貯蔵品	1,990,165
その他	724,615
貸倒引当金	△76,431
固定資産	21,661,727
有形固定資産	14,312,243
建物及び構築物	5,869,983
機械装置及び運搬具	2,928,473
工具、器具及び備品	544,908
土地	4,308,983
建設仮勘定	659,894
無形固定資産	586,054
のれん	298,182
その他	287,872
投資その他の資産	6,763,429
投資有価証券	3,561,532
退職給付に係る資産	2,167,148
繰延税金資産	182,407
リース投資資産	381,517
その他	475,374
貸倒引当金	△4,551
資産合計	42,823,249

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,685,988
支払手形及び買掛金	4,024,419
短期借入金	5,186,946
1年内返済予定の長期借入金	1,768,004
未払法人税等	373,146
賞与引当金	48,365
環境対策引当金	11,960
工事損失引当金	17,798
その他	2,255,348
固定負債	5,981,176
長期借入金	3,563,159
繰延税金負債	691,212
退職給付に係る負債	211,366
長期預り敷金保証金	994,389
資産除去債務	88,269
その他	432,779
負債合計	19,667,164
純資産の部	
株主資本	19,982,662
資本金	2,685,582
資本剰余金	1,912,324
利益剰余金	16,475,649
自己株式	△1,090,892
その他の包括利益累計額	2,777,198
その他有価証券評価差額金	693,674
為替換算調整勘定	1,791,648
退職給付に係る調整累計額	291,876
非支配株主持分	396,223
純資産合計	23,156,084
負債純資産合計	42,823,249

(注) 記載金額は、千円未満の数字を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで) (単位：千円)

科目	金額	
売上高	27,986,324	
売上原価	18,649,302	
売上総利益	9,337,021	
販売費及び一般管理費	8,705,296	
営業利益	631,725	
営業外収益		
受取利息及び配当金	94,394	
持分法による投資利益	215,462	
その他	311,056	620,913
営業外費用		
支払利息	102,879	
その他	130,663	233,542
経常利益	1,019,096	
特別利益		
固定資産売却益	245,147	
投資有価証券売却益	758,464	
退職給付信託返還益	273,988	1,277,600
特別損失		
減損損失	389,201	389,201
税金等調整前当期純利益	1,907,495	
法人税、住民税及び事業税	541,043	
法人税等調整額	7,977	549,021
当期純利益	1,358,474	
非支配株主に帰属する当期純利益	88,072	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,270,401	

(注) 記載金額は、千円未満の数字を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,437,667
現金及び預金	1,205,497
受取手形	572,423
売掛金	3,648,901
商品及び製品	2,135,340
仕掛品	185,791
原材料及び貯蔵品	560,366
未収入金	276,510
前払費用	50,288
関係会社短期貸付金	715,000
その他	109,612
貸倒引当金	△22,065
固定資産	16,233,327
有形固定資産	6,944,475
建物	2,573,314
構築物	83,557
機械及び装置	1,000,815
車両運搬具	7,616
工具、器具及び備品	198,139
土地	2,453,953
建設仮勘定	627,078
無形固定資産	119,569
ソフトウェア	105,641
その他	13,928
投資その他の資産	9,169,283
投資有価証券	1,974,573
関係会社株式	5,572,960
前払年金費用	1,171,099
リース投資資産	381,517
その他	73,980
貸倒引当金	△4,847
資産合計	25,670,995

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,732,511
支払手形	645,163
買掛金	486,096
短期借入金	2,800,000
1年内返済予定の長期借入金	1,480,000
未払金	495,411
未払法人税等	273,912
未払費用	229,351
預り金	93,361
賞与引当金	40,509
その他	188,704
固定負債	3,754,048
長期借入金	2,435,450
繰延税金負債	97,126
退職給付引当金	109,897
長期預り敷金保証金	994,389
資産除去債務	67,159
その他	50,025
負債合計	10,486,559
純資産の部	
株主資本	14,490,761
資本金	2,685,582
資本剰余金	1,912,324
資本準備金	1,912,324
利益剰余金	10,983,747
利益準備金	671,395
その他利益剰余金	10,312,352
配当引当積立金	170,000
圧縮記帳積立金	103,599
別途積立金	1,972,948
繰越利益剰余金	8,065,804
自己株式	△1,090,892
評価・換算差額等	693,674
その他有価証券評価差額金	693,674
純資産合計	15,184,435
負債純資産合計	25,670,995

(注) 記載金額は、千円未満の数字を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	11,212,243	
売上原価	7,573,870	
売上総利益	3,638,372	
販売費及び一般管理費	3,670,437	
営業損失(△)	△32,064	
営業外収益		
受取利息及び配当金	492,817	
その他	161,361	654,179
営業外費用		
支払利息	39,018	
その他	56,587	95,606
経常利益	526,508	
特別利益		
投資有価証券売却益	758,464	
退職給付信託返還益	273,988	1,032,453
特別損失		
減損損失	389,201	389,201
税引前当期純利益	1,169,760	
法人税、住民税及び事業税	302,721	
法人税等調整額	△51,853	250,867
当期純利益	918,892	

(注) 記載金額は、千円未満の数字を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月22日

日本ファイルコン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原泰貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ファイルコン株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ファイルコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月22日

日本ファイルコン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鳴原 泰貴
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 博嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ファイルコン株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門である内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を本社及び主要な事業所において調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月25日

日本ファイルコン株式会社 監査役会

常勤監査役 青木 豊 ⑩

社外監査役 佐々木章浩 ⑩

社外監査役 木村尚子 ⑩

以上

株主総会会場 ご案内略図

会場

東京都八王子市旭町14番1号

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

TEL : 042 (656) 3111



最寄駅

JR線 JR八王子駅 北口より 徒歩3分
駅改札口を出て、右側50m先階段を1階に降り、
右方向(案内図矢印方向)へおいでください。

京王線 京王八王子駅 中央口より 徒歩5分
駅改札口を出て右側階段を1階に上り、左方向
(案内図矢印方向)へおいでください。

お願い

駐車場の用意はございません。
公共の交通機関をご利用ください。

